

## 新型コロナウイルス感染症に係る大分市の各種支援についてお知らせします

大分市では、「コロナウイルスに関連する重篤者を出さないこと」「コロナウイルスの影響により市内の企業が倒産することがないこと」を目指して取り組んでおり、感染防止に取り組む施設や事業所、団体への支援や影響を受けた事業主、個人に対して、費用の補助等によりさまざまな支援を行っています。

1. 同業種組合等が抗原検査キットなどを購入する場合の経費を補助します
2. 中小企業者・小規模事業者等への家賃支援について
3. 個人・事業者・テナント入居者の上下水道料金を免除します
4. 大分市抗原検査センターでの検査対象者を拡大します
5. サーモグラフィ装置や紫外線滅菌装置、オゾン発生装置の導入を補助しています
6. 感染拡大防止に係る施設改修費を補助します
7. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について
8. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています
9. 医療機関への利子補給を行っています

### 1. 同業種組合等が抗原検査キットなどを購入する場合の経費を補助します

【(各同業種組合等) 大分市感染症拡大防止対策支援事業補助金】

同業種で組織される協会や協同組合、商店街団体等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために抗原検査キット等を購入する場合の経費を補助します。

対象者	同業種において組織される協会や協同組合、商店街団体等
補助限度額	会員数が1～10は20万円、11～30は45万円、31～50は75万円、51～70は100万円、71以上は150万円
補助率	10分の10
受付開始日	令和3年6月1日(火)

【商工労政課 097-537-5959】

## 2. 中小企業者・小規模事業者等への店舗家賃支援について

新型コロナウイルス感染症の第4波及び、これに伴う大分県による不要不急の外出自粛要請や飲食店等に対する営業時間の短縮要請の影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対して、大分市内の店舗等の家賃の一部を支援します。

- 対象条件 (1) ① 2021年5月の売上げが対前年もしくは、対前々年同月比で  
50%以上減少している店舗等  
② 2021年3～5月の3か月間の売上の合計が、対前年もしくは対前々年同期間比で、  
30%以上減少している店舗等  
(2) 中小企業者、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主  
※全業種が対象となります。  
(3) 市内に賃貸借契約等に基づき賃借する店舗等があること  
※本店（本社）が市外にある事業者でも、市内に店舗等がある場合は対象となります。

支給金額 市内にある店舗等にかかる家賃相当額の4/5で算出された額（最大16万円）  
（家賃、共益費、駐車場費）

受付開始日 令和3年6月15日（火）

【商工労政課 097-585-6011】

### 3. 個人・事業者・テナント入居者の上下水道料金を免除します

新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が大幅に減少した個人・事業者・テナント入居者について、7月請求分（5月・6月使用水量分）、8月請求分（6月・7月使用水量分）のいずれかの上下水道料金を免除します。

令和2年度に行った免除を受けた方も対象となりますが、再度申請が必要です。

	個人	事業者	テナント入居者 (ビル等に入居する事業者)
対象	市の新型コロナ関連助成を受けている方	①2021年5月の売上が、対前年もしくは対前々年同期比で50%以上減少している事業者 または、 ②2021年3～5月の3か月間の売上の合計が、対前年もしくは対前々年同期間比で30%以上減少している事業者	
免除額	全額免除		ビル等のオーナーの上下水道料金を減免し、テナントの上下水道料金相当額を免除
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道料金免除申請書兼誓約書</li> <li>市の助成金等の支援を受けたことが確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道料金免除申請書兼誓約書</li> <li>①または②に該当していることが確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道料金減免申請書兼誓約書</li> <li>①または②に該当していることが確認できる書類</li> <li>テナント入居者がビルオーナーへ支払った上下水道料金が確認できる書類</li> </ul>
申請期限	7月請求分 令和3年7月7日(水) 8月請求分 令和3年8月6日(金)		
提出先	〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則郵送での申請)		

【上下水道局 営業課 097-538-2434】

### 4. 大分市抗原検査センターでの検査対象者を拡大します

大分市抗原検査センターで検査を受けることができる方につきまして、市内の商店・飲食店の利用者、従業員等も対象とします。

拡大対象	市内の商店・飲食店の利用者、従業員等
検査場所	大分市抗原検査センター（大分駅府内中央口広場）
利用方法	社員証・従業員証、名刺、レシート等を抗原検査センターに持参
検査料金	無料
実施期間	令和3年5月7日（金）～6月30日（水）

【商工労政課 097-537-5959】

## 5. サーモグラフィ装置や紫外線滅菌装置、オゾン発生装置の導入を補助しています (新型コロナウイルス対策機器導入費補助金)

大分市内の宿泊施設および観光・レジャー関連施設が、施設内における感染症対策を目的に導入する機器の購入経費の一部について補助します。

対象者	(全施設) 市内の宿泊施設、飲食店・遊興施設 (スナック等) (収容人数概ね50人以上) 観光施設、公共交通機関、商業施設等
対象経費	市内の対象施設内で導入する以下の感染症対策機器に係る購入費 ・利用者の温度を非接触式で測定する固定式のサーモグラフィ装置 ・紫外線滅菌装置・オゾン発生装置
補助率	補助対象経費の5分の4
補助限度額	1施設あたりサーモグラフィ装置の導入について60万円 1施設あたり紫外線滅菌装置、オゾン発生装置の導入について30万円

※申請内容について担当課への事前相談が必要

**【観光課 097-537-5717】**

## 6. 感染拡大防止に係る施設改修費を補助します (大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金)

大分市内に事業所を有する中小規模事業者に対し、飛沫感染防止や身体的距離の確保など、感染拡大防止対策に係る施設改修費の一部を補助します。

対象者	大分市内に事業所を有する中小規模事業者
補助対象経費	令和3年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修の実費 (1) 飛沫飛散防止のための施設改修 (飛沫飛散防止スクリーンの設置等) (2) 換気のための施設改修 (CO2センサーの設置、開口部の改修等) (3) 身体的距離確保のための施設改修 (間取り変更のための壁の改修等) (4) その他、感染予防対策のための施設改修 (室内の吹付コーティング等)
補助率	補助対象経費の5分の4 (上限) 1事業所につき10万円かつ1事業者につき30万円
受付開始日	令和3年4月22日 (木)

**【開発建築指導課 097-537-5635】**

## 7. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した者で、セーフティーネット保証4、5号、危機関連保証の認定を受けた市内の中小企業者・小規模事業者等に対して、運転資金（上限3,000万円）にかかる利子額を補給します。

**申請期限を6月30日（水）まで延長しました。**

### <参考>大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金

融資対象者	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1カ月の売上が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が3%以上減少することが見込まれる、県内中小企業者・小規模企業者・個人事業主（フリーランス含む）。
受付期間	令和2年3月5日（木）～令和3年6月30日（水）
融資条件	融資限度額：設備・運転資金：1億6,000万円 融資期間：10年以内（うち据置2年以内） 融資利率：10年以内1.3% 保証料率：年0%（国のセーフティーネット保証または危機関連保証の認定あり） 年0.35%（認定なし）
申込窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

**【創業経営支援課 097-585-6029】**

## 8. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています

### (1) 市営住宅の家賃減額措置を行っています

市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方に対し、減免基準に基づき家賃を減額しています。

### (2) 市営住宅の提供を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住宅の確保が困難となった方に対し、一時的に使用できる市営住宅を提供しています。

### (3) 市営住宅の入居要件を緩和しています

市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている方については、例外として入居できます。

**【住宅課 097-537-5634】**

## 9. 医療機関への利子補給を行っています

### （大分市医療機関運営資金貸付金利子補給金）

新型コロナウイルスの影響により運転資金として金融機関から借入れを行った医療機関に対して利子補給を行っており、このたび対象を拡大して、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関を追加します。

対象者	新型コロナウイルスの影響により休業又は新規受入れ停止など事業を縮小した医療機関に加え、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関
補給要件	運転資金として金融機関から受けた融資
補給期間	最大3年間

**【保健総務課 097-536-2222】**